

大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

- 1 名称 大田原市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例（案）
- 2 条例案の公表日 平成30年11月1日（木）
- 3 意見公募期間 平成30年11月1日（木）から平成30年11月30日（金）
- 4 意見の提出状況 5名
- 5 提出された意見の件数 18件
- 6 提出された意見に対する市の考え方

※ご意見の内容は、一部要約しております。また、語句の誤り等は訂正しております。

| No. | 意見の内容 | 市の考え方 |
|-----|--|---|
| 1 | 第1条の冒頭の「この条例は」の次に「本市の」と入れるべき。 | 条文の後半の「本市の豊かで美しい～」という内容があるので問題ないと考えております。 【対応なし】 |
| 2 | 第2条（2）の2行目の「樹木の伐採」を「樹木・竹林の伐採」とすべき。 （6）の「関係住民等」に「事業区域の境界から50メートル以内」と記すべき。 同エ、「事業区域が活動範囲に含まれる自治会」を、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体であって、事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む自治会」とすべき。 | 「樹木の伐採」を「樹木等の伐採」と修正いたします。 （6）「事業区域の境界から50メートル以内」についての範囲は規則で定めます。 「自治会」について、本条例では市区長連絡協議会を構成する現時点での170の自治会を対象とすることを考えております。 【一部対応あり】 |

| | | |
|---|---|---|
| 3 | <p>第5条に第3項として、「設置事業者は設置事業を廃止しまたは発電事業を終了したときは、速やかに原状回復の措置を講じなければならない」と記すべき。</p> | <p>発電事業を終了したときについては、第25条に定めております。また原状回復については、設備撤去を適正に行えば、その後の土地利用までは規制するべきではないと考えております。</p> <p>【対応なし】</p> |
| 4 | <p>第6条に第2項として、「土地の所有者等は設置事業が廃止されまたは設置事業により設置された太陽光発電設備を用いて実施する発電事業が終了した時は速やかに原状回復の措置を講じなければならない」と記すべき。(設置事業者の責務とは別でありはっきり記すべき。)</p> | <p>土地所有者に対して、撤去後の内容を追加してまいります。</p> <p>【対応あり】</p> |
| 5 | <p>第8条抑制区域に文化財保護法関連も記すべき</p> | <p>文化財保護法関連については、(3)「本市を象徴する魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域」で含んでいると考えております。</p> <p>【対応なし】</p> |
| 6 | <p>太陽光発電事業で危惧されるのは、供用終了後の影響である。太陽光パネルの撤去・廃棄撤去・廃棄後の緑化の問題である。発電事業の終了の届出第26条第27条第28条と関連条項はあるが、もっと踏み込んで条例に記すことを希望する。</p> | <p>廃棄撤去については、新第26条にも定めておりますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の関係法令や『太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン』に沿って、適切に行われるべきものと考えております。</p> <p>なお廃棄後の緑化については、設備撤去を適切に行えば、その後の土地利用までは規制できないと考えております。</p> <p>【対応なし】</p> |

| | | |
|---|---|---|
| 7 | <p>耕作放棄地や長らく放置された工業用地など大規模な太陽光発電設備の設置予定地は、既に野生動植物にとって貴重な生息地になっている可能性が高い。また、市内には希少種の未知の生息地が存在しているかもしれない。さらに、生息地の減少、消失によって周辺地域の生物多様性や生物相が損なわれるかもしれない。</p> <p>よって、設置事業前後の環境アセスメントの実施と結果の公表、および専門家による評価と保全対策が必要である。</p> | <p>5ヘクタール以上の土地の形質変更を伴う太陽光発電設備設置事業につきましては、栃木県が自然環境保全協定実施要綱に基づき、調査の実施等を指導し、事業者と自然保護協定を締結することとしております。</p> <p>【対応なし】</p> |
| 8 | <p>野生動物は季節的な移動を行うものがある（例えば野鳥の渡りなど）ので、小動物の移動を妨げるような構造物（例えば地面に接したフェンス、U字溝、送電線など）は設置しないようにすべきである。</p> | <p>野生動植物への配慮については、条例第12条第1項（1）や施行規則第10条第1項（2）で示しておりますが、指導の参考にさせていただきます。</p> <p>【対応なし】</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 9 | <p>「豊かで美しい環境と太陽光事業の調和」を掲げているにも拘わらず、設備設置に伴う環境面の具体的目標数値あるいは具備条件等の定めがない。</p> <p>精神論の要件のみになっているように思います。</p> <p>例えば、「新たに開発を行う場合は敷地面積の20%以上の残存緑地を確保する」などと具体的に明示する（または、別の関連条例に従う等でも良い）</p> <p>本来であれば「森林保護規定」「環境保全・緑地保全」等に関する条例があつてしかるべきだと思います。</p> <p>当件については、札幌市が制定している「環境開発行為の手引き」など参考されては如何でしょうか？（札幌市独自の環境面の具備規定が事細かに規定されています。良くできていると思う。一度、目を通してみてください）</p> | <p>本条例だけでなく、関係法令や各ガイドラインの遵守していただくことで対応できると考えておりますが、本条例や本規則を運用するにあたっての参考とさせていただきます。</p> <p>【対応なし】</p> |
| 10 | <p>9条の事業規模（50キロワット以上の事業用..）の部分ですが、当初の規模が50kw未満で、事業開始後に増設して、トータル50kwを超える場合とか、少し離れたところに増設するなど裏ワザを使うケースがあります。</p> <p>但し書きで「実質的に同一場所と思われる場合を含む合算出力50キロワット以上となる場合を含む」等の併記が必要と思います。</p> | <p>条例案第2条（4）の事業区域で示しております。</p> <p>なお、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）における再生可能エネルギー発電事業計画の認定基準において、「特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。」とありますことから、認定の対象とならないものと考えております。</p> <p>【対応なし】</p> |

| | | |
|------------|--|---|
| <p>1 1</p> | <p>1 1 条の「説明会の開催等」について</p> <p>1 1 条の 2 項部分で関係住民等に対して事業計画の説明会を開催しなければならない、としていますが、「大田原市開発行為指導要綱」8 条の（5）（6）で明示されているのと同様にもう少し具体的な説明先を記述すべきと考えます。</p> <p>この地元説明会には二通りあると思います</p> <p>① 市への相談・事前協議が行われた段階（事業者が実務に入る前の段階）</p> <p>② 工事が概ね終了して、稼働許可申請に入る前の時点</p> <p>ポイントは、地元住民の不安解消です（設計以降の実務が進行してから、あれこれ協議しても遅い）実際に事業が進行する時点では設備・施設の概要とか災害対応策などを事業者側と地元住民側がある程度情報共有できる体製造りが望ましい。</p> | <p>1 1 条で説明会等については定めており、それ以外の内容についても対応できるものと考えております。</p> <p>【対応なし】</p> |
| <p>1 2</p> | <p>2 9 条から 3 1 条について</p> <p>勧告・命令・公表等についてですが、太陽光関連での課題は、事業者が倒産等で消滅してしまった場合などの後始末は市としてはどの様に対応されるのでしょうか？</p> | <p>そのような場合には、勧告・命令・公表などについては定めておりませんが、内容を修正いたします。</p> <p>【対応あり】</p> |
| <p>1 3</p> | <p>既に「大田原市開発行為指導要綱」が制定されていますが、考え方・手順・申請の優先順位等をよく整合させてほしい。</p> | <p>第 1 2 条で本条例の設置基準に関係法令等を遵守することとしております。</p> <p>【対応なし】</p> |

| | | |
|------------|---|--|
| <p>1 4</p> | <p>〈条例施行規則案〉に対する意見 第10条2項(2)緩衝帯について 事業区域の面積に応じて緩衝帯の幅が定められています が、この緩衝帯は更地あるいは緑化/緑地・砂利敷き等何でも良いのでしょうか？ 出来れば「緑地」指定できないでしょうか？ 開発行為により設置された既存の発電所を見ると「除草剤により地面がむき出しになっている」か「砂利敷き」のケースが多い。</p> | <p>条例や施行規則では定めませんが、指導の際市の開発行為等指導要綱に準じて設置事業者に要請していきます。 【対応なし】</p> |
| <p>1 5</p> | <p>〈その他〉意見 県内の他市町村の太陽光に関する条例を読ませてもらったが、みな似かよっていてインパクトがない。(お互いに参照して条例を作ったとしか思えない) 条例・要綱・ガイドライン等は市町村の条例等が優先されるので、抑えるところはピシッと大田原市の条例では抑える必要があると考えます。</p> | <p>各関係法令及び国や県のガイドライン等を参考にさせていただきましたが、10kW以上を本条例の対象とすることや、農地・平地林を抑制区域にすること等は大田原市独自の内容と思われます。 【対応なし】</p> |

| | | |
|----|--|--|
| 16 | <p>条例の概要、その他において、「施行日以前に設置事業に着手している場合は、本条例の適用としないこととします。」とありますが、条例案第2条(2)での定義からすると山林における太陽光発電事業では森林伐採さえしてしまえば条例の適用除外となってしまうと思われま</p> <p>す。</p> <p>再生可能エネルギー特別措置法においては第9条で再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、経済産業大臣に認定を受ける必要があり、第15条により認定の取消しについての規定があります。</p> <p>つまり、資金調達の遅れ等により事業の停止、遅れが生じた場合には大切な木々を失い、土壌流失の危険も来す、まさに地球環境（自然環境）を考えた再生可能エネルギーの推進と逆行した事態になることも考えられ、条例制定後の周知期間に駆け込みでの無理な事業が行われないよう細心の注意をする必要があると思います。</p> <p>事業者が計画を作成し、経産省での認定を受け、事業開始に移るまでに最短でどのくらいの日数を要するのでしょうか。それを踏まえ駆け込み事業が発生する恐れはありうるものなのでしょうか。その場合の対応はどのようなものであるのでしょうか。例えば、富士宮市富士宮景観等再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例を参考に、事業着手60日前の市長への申請を規定することは出来ないのでしょうか。</p> | <p>本条例施行日以前であっても、各関係法令、ガイドラインを遵守しなければなりません。また、FIT法認定申請には「関係法令手続状況報告書」の提出が求められることから、無秩序な伐採や造成は行われたいものと考えております。</p> <p>また、認定から事業開始までの日数、駆け込みの発生の見込み等については、市としては把握できませんのでご理解ください。</p> <p>「事業着手の60日前までに届出」とありますが、本条例は設置許可が出ない限り事業着手できません。</p> <p>【対応なし】</p> |
|----|--|--|

| | | |
|----|---|---|
| 17 | <p>条例案第3条は基本理念の項となっているが、その末尾の『行政、設置事業者及び市民は、その（本市における自然環境等）維持及び保全を図らなければならない。』という記述で主語が『市民』であることに違和感を覚えます。</p> <p>市民憲章で「1わたしたちは自然を愛し環境をととのえ大田原を美しいまちにしましょう」と謳い、市民はすでに美しいまちにしようと心がけて生活を送っているわけですから、それを脅かさない義務が設置事業者だけに課されれば条例の趣旨は果たせるのではないのでしょうか。市民が事業者を兼ねる場合には事業者としてその義務を負うことになるので特別「市民」を含めずとも問題はないと思います。</p> <p>強いて基本理念の項に『市民』を入れるのであれば、「本市における自然環境」の修飾で「先人が築き上げ、市民が代々守り続けているかけがえのない」という表現でも良いのではないのでしょうか。</p> | <p>市民の方が、関係住民等となった際説明会に出席していただくことや、適正管理されていない太陽光発電設備の情報提供等を想定した内容であり、かつ行政ならびに、また設置事業者及び市民皆で、本市の自然環境等の維持及び保全を図りましょうという趣旨ですので、ご理解ください。</p> <p>【対応なし】</p> |
|----|---|---|

| | | |
|----|--|----------------|
| 18 | <p>別のコメントで提示した、条例案第3条の主語のひとつである『市民』を削除した場合に、条例案第7条が成り立たなくなる恐れがあるので追加でコメントをします。</p> <p>『第7条 市民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市の施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない』</p> <p>とありますが、</p> <p>『第7条 市民は、第3条に規定する基本理念にのっとり実施される、この条例に定める手続に協力するよう努めなければならない』</p> <p>という具体的な条例文を提案します。</p> <p>変更点として2点あります。</p> <p>1点目は、「市の施策」を除いたことです。この条例における「市の施策」で市民が協力するものとはなんなのでしょうか。市と事業者の関係は許可や届出などと明確ですが、市と市民の関係は明確ではありません。</p> <p>2点目は、第3条の主語から『市民』を抜くことを前提として、市民は事業者が基本理念にのっとり実施する手続き（説明会など）には協力するもの、という文言に改めました。</p> | 17の回答と同様となります。 |
|----|--|----------------|